

# 感染症拡大防止対策チェックシート【インフルエンザ】 児童福祉施設用

施設名 \_\_\_\_\_

自己チェック日 令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

三大要因別	区分	チェック	確認事項	
①感染源 (病原体) の除去	有症状者の隔離（高熱、咳、痰、咽頭熱、全身のだるさ等）	<input type="checkbox"/>	症状がある園児は医務室等の別室で保育し、他の子どもから隔離する。	
	マスクの着用	<input type="checkbox"/>	職員はマスクを着用する。着用できる園児にはマスクを着用させる。	
	咳エチケット	<input type="checkbox"/>	平常時から、園児に咳エチケットを指導する。	
	②感染経路 の遮断	手指の衛生管理	<input type="checkbox"/>	園児・職員ともに正しい手洗いを行う。正しい手洗いとは、石けんを用いて流水で30秒以上洗う。 （登園時、退園時、食事前、トイレ後、調乳前、おむつ交換後等）
			<input type="checkbox"/>	職員は、園児の唾液、鼻汁、痰が手に付着した際は、石けんによる手洗いの後、消毒用エタノールで手指を消毒する。
		消毒	<input type="checkbox"/>	手すりやドアノブ、遊具等手に触れるところを頻繁に消毒する。消毒液は消毒用エタノール等。
外部との接触を控える	<input type="checkbox"/>	外部との交流行事や異年齢児交流等は控える。		
	<input type="checkbox"/>	登園時や退園時において、保護者が園内に出入りする対応を見直す。		
③宿主の 感受性対策	健康チェック	<input type="checkbox"/>	毎日園児の健康観察をする。体調の変化や症状を把握し、有症状時には受診勧奨を行い、受診状況・受診結果等を記録する。	
		<input type="checkbox"/>	職員の体調管理も行い、受診状況等は記録する。	
	予防接種	<input type="checkbox"/>	インフルエンザワクチンの接種勧奨。流行前から、職員は1回、園児は2～4週の間隔をあけて2回接種する。	
情報の管理	施設内における 情報集約・共有	<input type="checkbox"/>	体調不良な園児の情報（人数、欠席理由、症状、受診状況、受診結果等）を速やかに施設長に報告し、職員間で情報を共有する。	
		<input type="checkbox"/>	職員が体調不良の場合も速やかに施設長に報告し、情報を共有する。	
		<input type="checkbox"/>	新規に発症した園児等の情報を集約する。	
	保護者への注意喚起	<input type="checkbox"/>	保護者に対して、発生状況等を周知し、各家庭において対処できるようにする。流行状況・対処方法・予防方法 等 （保護者へメール配信、おたよりの配布、玄関にホワイトボードで掲示 等）	
	地域の発生状況の確認	<input type="checkbox"/>		
	園医への相談・報告	<input type="checkbox"/>		
	市町担当課への相談・報告	<input type="checkbox"/>	同一感染症もしくは食中毒またはそれらによると疑われる ①死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合、②患者（疑われる者を含む）が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合、③上記に該当しないが、通常の発生動向を上回る感染症などの発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認める場合 【厚生労働省通知：社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について】	
保健所への相談・報告	<input type="checkbox"/>			
登園の目安	乳幼児	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで。【学校保健安全法施行規則第19条（出席停止の期間の基準）】		
	職員	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。【学校保健安全法施行規則第19条（出席停止の期間の基準）】		